

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	小新梅田地区地区計画			
地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(ろ)項に掲げるもの</p> <p>(2) 自動車車庫(2階以上の部分にあるものを除く。)で、床面積の合計 300 m²以内のもの</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(は)項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店又は事務所(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)で、床面積の合計が 1,500 m²以内のもの</p> <p>(3) 令第 130 条の9第1項の表(2)項及び(3)項に掲げる危険物をそれぞれ同表準住居地域欄に規定する数量以下を貯蔵するもの</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの(令第 130 条の5の5に規定するものを除く。)</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(に)項第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの</p> <p>(3) 畜舎</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第4号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(へ)項第5号に掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(り)項第2号に掲げるもの</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>
建築物の敷地面積の最低限度	165 m ²		200 m ²	——
	ただし、次に掲げるものは、この限りでない。			
	(1) 土地区画整理事業の換地処分により生ずる土地で、同一人が使用し、又は収益することができる権利を有している連続したすべての土地を、165 m ² (C地区内については 200 m ²)以上ごとに分割して生じた残りの土地			——
	(2) 土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地			
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m、道路境界線からは1.5m(軒の高さが2.3m以下の自動車車庫、物置その他これらに類するものは隣地境界線から 0.5m、道路境界線から1m。ただし、自動車車庫で透視可能なものは、道路境界線から0.5m、隣地境界線からの制限は適用しない。)			
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	15mを超えてはならない。		——

地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限（高さは道路面からの高さによる）	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。			
	ただし、高さ1m以下のもの又は網状その他これに類する形状のものは、この限りでない。			
	ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。（*1）			

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話：025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。